

固定資産台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧を行います

④ 4月1日(水)～30日(木) 平日の午前8時30分～午後5時30分
 ⑤ 市役所税務課(本庁舎1階)または、各支所・行政サービスセンター

課税台帳の閲覧

納税義務者等が「固定資産課税台帳」に登録された自己の資産の内容を確認できる制度です。借地・借家の方も借用している物件の内容を確認できます。

期間中の閲覧は無料ですが、写しの交付には手数料が必要です。

閲覧できる方

(お持ちいただくもの)

○ 本人・同一世帯の親族(運転免許証等の本人確認ができるもの、印鑑)

○ 法人(法人の印鑑、閲覧する方の社員証など法人の従業員であることが確認できるもの)

○ 借地・借家人の方(賃貸借契約書等、閲覧する方の本人確認ができるもの、印鑑)

○ 代理の方(納税者の委任状、閲覧する方の本人確認ができるもの、印鑑)

縦覧帳簿の縦覧

納税者が自己の土地や家屋が適正に評価されているかほかの物件と比較して判断できるよう、帳簿をご覧になることができます。

「土地価格等縦覧帳簿」には土地の所在・地番・地目・地積・価格が、「家屋価格等縦覧帳簿」には建物の所在・地番・種類・構造・床面積・価格が掲載されています。

期間中の縦覧は無料ですが、写しの交付はできません。

縦覧できる方

(お持ちいただくもの)

納税者と同一世帯の親族、納税管理者(納税通知書、課税明細書、または運転免許証等の本人確認ができるもの、印鑑)

④ 4月中旬にお送りする納税通知書(課税明細書)でも課税内容は確認できます。

⑤ 税務課 固定資産税係

☎ 63-5110

気づいてくださーい! 心臓とからだのサイン

こころの悩みを抱えていたり、1人で悩んでいたりしませんか? 悩みを抱え込んでいる人が周囲にいませんか? 自分では病気と気づかない場合も多いので、周囲が変化に気づくことも大切です。

次のような症状はありませんか

- 眠れない(途中で目が覚める、朝早くに目覚める)
- 食欲がない(または急に食欲がでてきた)
- 気分が落ち込む(朝がつらい、夕方になると少し楽になる)

症状が2週間以上続く場合はうつ病の可能性があります。1人で悩まず専門機関に相談しましょう。

周りの人の様子がいつもと違ったら声をかけ、心配していることを伝え、相手の考えを否定せずに話を聴く。

話を聴いたら「大変だったね」とねぎらいの気持ち伝える。

○ 相談窓口があることを伝え、相談を促す。

うつ症状が強くなると、1人では相談に行く・受診する等の行動をとることができません。まずはご家族の方だけでも相談に行きましょう。

⑤ こころの健康を支援する相談窓口

- 県こころの相談ダイヤル ☎ 0570-783-025
- 佐渡保健所 ☎ 74-3407
- 市民生活課健康推進室 ☎ 63-3115
- 市障がい者基幹相談支援センター(社会福祉課内) ☎ 63-3127

ほのぼのカフェ (認知症カフェ) に参加してみませんか!

お茶を飲みながらゆったり過ごす地域の集いの場です。

- ・ 茶の間ひまわり (両津夷商店街) ☎ 4月15日(水) 10:00~12:00
- ・ こいっ茶よらん会 (佐州お一やり館) ☎ 4月20日(月) 10:00~11:30
- ・ 寄り処 あそさん (旧阿曾医院) ☎ 4月3日(金) 10:00~12:00
- ・ 大浦の里 ☎ 4月27日(月) 10:00~12:00
- ・ はもちの里 ☎ 4月19日(日) 13:30~15:30

⑤ 高齢福祉課 地域包括ケア推進室 ☎ 63-3790

